

島根県報

第一、四二八号

平成十四年十二月十三日

(金曜日)

規則 目次

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(建築住宅課) 一
(会計課) 二

島根県会計規則の一部を改正する規則
告示

(漁業管理課) 六
(商企画課) 六

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(建築住宅課) 一

島根県会計規則の一部を改正する規則

(会計課) 二

島根県営住宅条例の一部を改正する規則
告示

(漁業管理課) 六
(商企画課) 六

島根県営住宅条例の一部を改正する規則
告示

(漁業管理課) 六
(商企画課) 六

公 告

島根県営住宅条例の一部を改正する規則
告示

(建築住宅課) 一
(会計課) 二

島根県規則第百七号

島根県営住宅条例の一部を改正する規則

第一、四二八号

平成十四年十二月十三日

(金曜日)

内水面漁管委告示

内水面における漁業権の一斉切替に係る漁場計画案に関する公聴会の開催

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

一三

一四

公布された条例等のあらまし

◇島根県営住宅条例の一部を改正する規則の施行期日を定める規則 (規則第一〇七号)

島根県営住宅条例の一部を改正する規則 (平成十四年島根県条例第六十四号) の古曾志団地、古江団地、原町団地及び名田団地に関する部分の施行期日は平成十五年一月一日とし、荻田団地に関する部分の施行期日は平成十五年三月一日とすることとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第一〇八号)

一 規則の概要

納入通知書の様式を改めることとした。(様式第八号その二・様式第八号その三・様式第八号その四)

二 施行期日

平成十四年十二月十三日から施行することとした。

規則

則

島根県営住宅条例の一部を改正する規則の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十四号）中別表の改正規定のうち、古曽志団地、古江団地、原町団地及び名田団地に関する部分の施行期日は平成十五年一月一日、荻田団地に関する部分の施行期日は平成十五年三月一日とする。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第百八号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。様式第八号その二から様式第八号その四までを次のように改める。

様式第8号その2（第18条関係）

納入通知書番号	第 号
年度歳入	農林漁業改善資金特別会計

款	項	目	節	説		明	
				資金	資金	資金	資金
林業改善 資金収入							

納入金額
円

納付目的 林業改善資金償還金として

納入期限 年 月 日

納入場所 島根県林業改善資金事務取扱委託機関

様

上記の金額を納付してください。

(注) 遅約金は、林業改善資金助成法第11条の規定により、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金額につき年12.25%の割合で計算します。

島根県知事 氏名

印

上記の金額を領収しました。

領 收 済 印

様式第8号その3(第18条関係)

地方	納入通知書番号
----	---------

年度歳入	農林漁業改善資金特別会計
------	--------------

款	項	目	節	説明
				納入金額
農業改良資金収入	諸収入			円

納入通知書兼領收証書

納付目的 (違約金)	農業改良資金償還金として 納付
納入期限	年 月 日
納入場所	島根県農業改良資金取扱金融機関 農業協同組合
様	

上記の金額を納付してください。

(注) 違約金は、農業改良資金助成法第11条の規定により、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金額につき年12.25%の割合で計算します。

島根県知事 氏名

印

上記の金額を領収しました。
領收済印

様式第8号その4（第18条関係）

納入通知書番号	第号
年度歳入	農林漁業改善資金特別会計

款	項	目	節	説明		
				資金	資金	資金
沿岸漁業改善資金収入						

納入金額
円

納付目的 沿岸漁業改善資金違約金として

納入期限 年 月 日

納入場所 島根県沿岸漁業改善資金事務取扱委託機関

島根県信用漁業協同組合連合会

様

上記の金額を納付してください。

(注) 違約金は、沿岸漁業改善資金助成法第11条の規定により、
納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金額
につき年12.25%の割合で計算します。

島根県知事 氏名

印

上記の金額を領収しました。

領收済印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

示

島根県告示第千四十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）百六十一条第一項の規定による同意を
求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁
船調書を縦覧に供する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

大田市鳥井町鳥井一八五一一三 木村 武好
 " 久手町波根西一〇六三 森山 茂
 " 波根町一九七〇一一 郷原 貞利

2 加入区

大田市加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大田市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

告示の日から十五日間

2 縦覧場所

島根県告示第千四十二号

大田市漁業協同組合

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 デオデオ出雲店 島根県出雲市渡橋町七九六番地一号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
 株式会社デオデオ 代表取締役社長 久保允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社デオデオ 代表取締役社長 久保允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

4 大規模小売店舗の新設する日

平成十五年七月三十日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、七二九平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

一一六台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数
 七〇台 店舗所在地内

- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
一二八平方メートル 店舗所在地内
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
六九・〇立法メートル 店舗所在地内
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
二カ所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行なうことができる時間帯
午前八時から午後八時まで
- 二 届出年月日 平成十四年十一月二十九日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地）
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- 1 意見書の提出先
松江市殿町一番地 島根県商工労働部商企画課
- 2 意見書に記載すべき事項
(一) 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(二) の記載事項についての公表の意思の有無
(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
(四) 意見の内容
(五) 意見を述べる理由
- 3 その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第千四百三十三号

平成十四年島根県告示第六百三十一号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年十一月十三日

島根県知事 澄田信義

一大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ菅田店 松江市学園二丁目二二八番地

二 意見の概要
ジャスコ菅田店 松江市学園二丁目二二八番地

- 1 警備員の巡回、配置人数、回数、時間帯については、状況に応じた対応をすること。
2 深夜の騒音等に対する周辺住民の苦情処理体制を確立すること。

三 縦覧場所
松江市商工課（松江市末次町八六番地）

四 縦覧期間
告示の日から一月間

島根県告示第千四百三十四号

平成十四年島根県告示第六百四十三号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

一大規模小売店舗の名称及び所在地
今井書店乃木福富店 島根県松江市乃木福富六街区

- 二 意見の概要
1 東側左折出入口についてはカーブにあり、歩道並木により左右の見通しが悪くなる

ので、安全確保のため、カーブミラーの設置をするなど対策を講じること。

2 営業時間中、駐車場内が明るくなるよう照明灯を設置し、防犯に配慮すること。

3 夜間の騒音等に対し、周辺住民より苦情が出た場合は、速やかに対応すること。また、早朝の荷さばきについては、衝撃騒音等の緩和に極力努めること。

三

縦覧場所
松江市商工課（松江市末次町八六番地）

四

縦覧期間
告示の日から一月間

								道路の種類		道路の区画		島根県告示第千四十五号													
								県道	路線名	区	道	路	間	区	域	道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。									
								黒沢安城浜田線	玉湯吾妻山線	仁多郡仁多町大字高尾三七九番四地先から同大字三六七番一地先まで	那賀郡弥栄村大字小坂六一七番一地先から同大字一〇九一番一地先まで	江津市敬川町一七六八番二地先から同町一七七〇番二地先まで	下府江津線	益田市津田町六五〇番三地先から同町六四二一番	一地先まで	後	前	後	前	後	前	敷地の幅員	延長	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
八〇〇一	八〇〇一	六〇〇九	六〇〇九	一七〇三	一七〇三	一八〇〇一	一九〇〇一	二六〇〇五	二六〇〇五	二六〇〇六	二六〇〇六	一七〇〇三	一七〇〇三	一四〇〇一	一四〇〇一	四〇〇五	メートル	五〇〇一	メートル	仁多土木事務所	拡幅				
一七〇五	一七〇五	九六〇	九六〇	一八三〇	一八三〇	一七三〇	一九〇〇一	五三〇〇〇	五三〇〇〇	六三〇〇〇	六三〇〇〇	一七〇〇〇	一七〇〇〇	一四〇〇一	一四〇〇一	三六〇〇五	メートル	六五〇〇六	メートル	仁多土木事務所	拡幅				
																				浜田土木建築事務所	道路改良工事				
拡幅		道路改良工事		" "		減幅		不用物件発生		道路改良工事		拡幅		島根県知事 澄田信義		平成十四年十二月十三日		る土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。							

島根県告示第千四十七号

海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第三条第一項の規定に基づき、次の区域を海岸保

全区域に指定するので、同条第四項の規定により告示する。
海岸保全区域の指定（昭和四十一年島根県告示第二百三十三号）は、廃止する。

平成十四年十二月十三日

県道	道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
松江木次線	県道	玉湯吾妻山線	松江市西嫁島二丁目一一三番地先から同市乃木福富町字半ノ田二六七番一地先まで	九五〇・〇〇メートル	平成十四年十一月十六日	松江土木建築事務所	
弥栄旭インター	線	那賀郡金城町大字小国ハ二七六番内一から同大字ハ四一四番内四まで	仁多郡仁多町大字高尾三七九番四地先から同大字三三一番六地先まで	二四四・〇〇	平成十四年十二月十三日	仁多土木事務所	

島根県告示第千四十六号
道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八
条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄す
る土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

後	前	後B	前A	前A
三一・〇〇	四・八〇	一二・五〇	九・〇〇	九・〇〇
三八・〇〇	一七・〇〇	四四・八〇	二四・〇〇	二四・〇〇
	八九九・〇〇	二三六・〇〇	三三四・〇〇	三三四・〇〇
				益田土木建築事務所
				上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。
			ダブルウェイ	ダブルウェイ
		拡幅	“	“

場線 東仙道津田停車

益田市津田町六四二番一地先から同町五八九番
六地先まで

益田市津田町五八九番六地先から同町七六一
番一地先まで

海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第三条第一項の規定に基づき、次の区域を海岸保

島根県知事 澄田信義

沿岸名	海岸名	海岸名	海岸名区	延長	区域
○メートル	六七八・○	○メートル	六七八九	基点九から二五度二一分〇〇秒、一四・五メートルの地点	基点九
基点一	島根県隠岐郡布施村大字卯敷字脇二十二番地先国土調査基準杭JN十一一	基点十	基点九から六八度一五分〇〇秒、二〇・七メートルの地点	基点十	基点十から四三度二〇分五〇秒、一五・〇メートルの地点
基点二	島根県隠岐郡布施村大字卯敷字脇二十一(北緯三十六度十六分三九秒二四、東経一三三度二一分五七秒六八)から二三六度〇七分〇三秒、二四・八メートルの地点	基点十一	基点十から四三度二〇分五〇秒、二〇・七メートルの地点	基点十一	基点十一から三六度三八分五〇秒、一五・〇メートルの地点
基点三	基点一から二六一度一〇分〇〇秒、一〇四・〇メートルの地点	基点十二	基点十一から三六度三八分五〇秒、一〇〇・〇メートルの地点	基点十二	基点十二から四三度二〇分五〇秒、一〇〇・〇メートルの地点
基点四	基点三から一九一度三〇分〇〇秒、八〇・〇メートルの地点	基点十三	基点十二から四四度〇八分五〇秒、二三・〇メートルの地点	基点十三	基点十三から四四度〇八分五〇秒、二三・〇メートルの地点
基点五	基点三から一五七度三〇分〇〇秒、四六・〇メートルの地点	補助点一	基点一から一二九度三〇分〇〇秒、九〇・〇メートルの地点	補助点一	基点一から一二九度三〇分〇〇秒、九〇・〇メートルの地点
基点六	基点四から一四三度三〇分〇〇秒、七一・〇メートルの地点	補助点三	基点一から一二九度三〇分〇〇秒、九〇・〇メートルの地点	補助点三	基点一から一二九度三〇分〇〇秒、九〇・〇メートルの地点
基点七	基点五から一二八度〇〇分〇〇秒、五一・〇メートルの地点	補助点六	基点六から三〇度〇〇分〇〇秒、八〇・〇メートルの地点	補助点六	基点六から三〇度〇〇分〇〇秒、八〇・〇メートルの地点
基点八	基点六から一二九度三〇分〇〇秒、八・〇メートルの地点	補助点九	基点九から二四度〇一分四一秒、六七・〇メートルの地点	補助点九	基点九から二四度〇一分四一秒、六七・〇メートルの地点
基点九	基点七から一四度〇〇分〇〇秒、九八・〇メートルの地点	補助点十三	基点十三から三一四度三五分五〇秒、二八・三メートルの地点	補助点十三	基点十三から三一四度三五分五〇秒、二八・三メートルの地点

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第一条の規定に基づき、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

三 提出書類
 ① 試験願書
 ② 履歴書
 ③ 受験資格を証明する書類

- 第一 試験期日
 一 学説試験 平成十五年二月二十六日（水）午前九時から
 二 実地試験 平成十五年二月二十七日（木）午前九時から
- 第二 試験場所
 松江市南田町一四一一番地九 島根県歯科技術専門学校

第三 試験科目
 一 学説試験
 二 實地試験
 三 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

- 第四 受験資格
 次の各号のいずれかに該当する者とする。
 一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
 二 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
 三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 四 外国歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
 五 受験資格を有すると認めた者

- 第五 受験手続
 一 願書の受付期間
 平成十五年一月十日（金）から一月二十日（月）まで（郵送による場合は、平成十五年一月二十日の消印のあるものまでを有効とする。）
 二 願書の提出先
 〒六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地 島根県健康福祉部医療対策課
- 第六 試験手数料及び納入方法
 試験手数料三万六千円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書の所定の箇所にはり付けること。

- 第七 その他
 一 願書を受理したときは受験票を交付する。
 二 受験者は試験当日、次のものを持参すること。
 ① 受験票
 ② 筆記用具
 ③ その他受験票に記載のもの

- 三 合格者については、受験番号を平成十五年三月二十四日（月）に島根県庁前に掲示するとともに、島根県報に公告する。
 四 合格者には合格証書を交付する。
 五 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療対策課医事看護係（電話〇八五一一二一六七〇〇）へ問い合わせること。

島根県報

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項に係る変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

一 登録番号
島肥登第三八九号

島肥登第三九〇号

二 変更事項

登録を受けた法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び生産する事業場の名称

三 変更内容

名 称	変 更 前	変 更 後
日本製紙株式会社	日本製紙ケミカル株式会社	
代表者の氏名 主たる事務所の所在地 の名称	代表取締役社長 三好孝彦 東京都北区王子一丁目四番一号 日本製紙株式会社 DP・化成品事業本部江津事業所	代表取締役社長 町原晃 東京都千代田区五番地一 日本製紙ケミカル株式会社江津事業所

四 変更年月日

平成十四年十月一日

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類
公共測量（基準点測量）二 作業期間
平成十四年十月三日から平成十五年三月二十四日まで三 作業地域
平田市中ノ島土地区画整理事業地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

八束郡東出雲町大字出雲郷字古寺八六一番 外七筆

面積 三、〇二五・一平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都足立区西綾瀬二丁目二三番一七号

株式会社 江戸一 代表取締役 小池敏孝

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成十四年十一月二十九日中国地方整備局告示第八十六号）があつたので、同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十四年十二月十三日

島根県知事 澄田信義

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について平田市長から次のとおり通知を受けたので、

島根県報

二 施行者の名称
島根県

三 事務所の所在地
益田市昭和町 益田土木建築事務所

四 事業地
収用の部分 益田市高津二丁目地内
使用の部分 なし

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成十四年十二月一日中国地方整備局告示第八十七号）があつたので、同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十四年十一月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画道路事業三・三・八号今市川跡線

二 施行者の名称
島根県

三 事務所の所在地
出雲市大津町 出雲土木建築事務所

四 事業地
収用の部分 出雲市大津町、大津新崎町一丁目及び今市町北本町五丁目地内
使用の部分 なし

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月13日

島根県公安委員会委員長 古瀬 章

平成十四年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成十四年十一月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

一級建築士	田中 猛	井原 審志	田中 学	安松 崇	遠所 明臣
妹尾 和知	雲石 正彦	周藤 純	福島 大治	吾郷 研一	
久野 由生	秋田 涼子	庄司 誠治	荒木 智子	湯川 猛	
石田 登	梶谷 賢治	門脇 一雄	矢利 裕	石飛 篤	
長田 裕子	長谷川 博	青山由紀子	江戸 友輔	岡田 明之	
石川 智也	亀山 裕子	高田 泰斗	小坂 泰博	藤原 浩司	
佐々岡稔行	増田 茂樹	常松 慶久	杉内 慎治	栗谷 隆行	
田邊 友和	勝部 厚	青山 和司	山根 美貴	門脇 純子	
野津 久志	藤原 靖大	黒目 賢一	馬庭 真弓	内田 賢三	
植木 宏和	本田 秀和	和田 誠	吉川 里美	田村 和也	
木村 清徳	後田奈緒美	古本 光宏	重富 雅幸	佐藤 陽平	
内田 泰史	福島 亘	廣岡まゆみ	青木 浩	青山 富行	
糸川 守男	山田 徹	石倉 健二	池内 誠	門脇 浩悦	
村上 陽一	木村千賀子	松浦 潤	富田 芳弘	小田 裕子	
森 健一郎	竹下 里美	多々納和弘	山田 高広	川瀬 透	
木造建築士					
松浦 美和					

島根県公安委員会規則第17号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月13日

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（昭和33年

島根県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署比津交番の項所管区の区域の欄中「4丁目」を「4丁目、5丁目」に改める。

本則の表益田警察署益田駅前交番の項所管区の区域の欄中「馬木町」を「馬木町、馬木北町」に改める。

本則の表益田警察署益田駅前交番の項所管区の区域の欄中「高津1丁目、高津2丁目」を「高津(1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会規則

島根県内水面漁場管理委員会規則第11号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第一百二十条第四項において読み替えて適用する同法第十一條第四項の規定に基づき、次のとおり内水面における漁業権の一斉切替に係る漁場計画案に関する公聴会を開催する。

平成十四年十一月十三日

島根県内水面漁場管理委員会会長 彦田和昭

一日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成十四年十一月二十四日十三時三十分	浜田市瀬戸ヶ島町 島根県水産試験場研修室	内水面における漁業権の一斉切替に係る漁場計画案について
平成十四年十一月二十五日十三時三十分	松江市殿町 サンラボーむらかみ会議室	同 右

平成14年12月13日

一 関係書類の縦覧

1 縦覧に供する書類の名称

平成十四年十一月十三日印刷

発行者 島根県

印 刷 所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金一千四百一十円(送料共)